

民法改正等に伴う規定等の改定について (インターネットバンキング等)

当金庫は、民法改正(2020年4月1日施行)、その他お取引に関する事項について、2020年4月1日(水)付けで、各種約款・規定を改定いたします。

1. 改定日 2020年4月1日(水)より改定

2. 対象となる規定

- しんきん個人インターネットバンキング利用規定
- しんきん法人インターネットバンキング利用規定
- あおしんファームバンキングサービス取扱規定

3. 主な改定内容

(例 しんきん個人インターネットバンキング利用規定)

○契約の成立(下線部分が追加箇所)

本サービスの利用に関するお客さまと当金庫との間の契約(以下「本契約」といいます)は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

○サービス利用口座の届出(下線部分が追加箇所)

前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客さま本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

○指定日(下線部分が追加・変更箇所)

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客さまが指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日(以下「依頼日」といいます)を指定日とします。

なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行いますが、入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

○パスワードの盗取等による不正な資金移動等(下線部分が追加箇所)

・既に払戻し等を受けている場合の取扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基

づく補償の請求には応じることができません。また、お客さまが当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

・当金庫が補償を行った場合の取り扱い

当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客さまの預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

○利用停止等(下線部分が追加箇所)

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

○サービスの強制解約(下線部分が追加箇所)

・手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

・本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。

・本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

○規定の変更等(下線部分が追加・変更箇所)

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

(あおしんファームバンキングサービス取扱規定)

○あおしんファーム・ホームバンキングサービス(下線部分が追加箇所)

(1) 当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

○規定の変更等(下線部分が追加箇所)

・この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとし

ます。

- ・前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- ・前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

4. お問い合わせ

改定内容についてのご質問等は、2020年3月31日（火）までに当金庫コールセンターまでお問い合わせください。

青梅信用金庫コールセンターフリーダイヤル：0120-00-2085 ※ AM9：00～PM5：00 但し、土・日祝日は除きます。

以上